

令和6年度

神栖市水道事業会計決算審査意見書

神栖市監査委員

神栖市長 石 田 進 様

神栖市監査委員 池 田 誠

神栖市監査委員 須 田 光 一

令和6年度神栖市水道事業会計決算審査の意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度神栖市水道事業会計の決算について審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和6年度神栖市水道事業会計決算

2 審査の期間

令和7年5月28日から令和7年7月24日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、決算報告書、財務諸表及び附属書類が適法に調製され、かつ、企業の財政状態と経営成績を適正に表示しているか、また、予算執行及び事業の経営管理は企業の経済性を発揮し、住民の福祉を増進するよう運営されているかに主眼を置き、提出書類の内容について説明を求めるとともに関連施設の管理運営状況の確認を行うなどして審査を実施した。

第2 審査の結果

決算報告書及び財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されているとともに、その内容等について審査した結果、計数的に正確であり適正なものであると認められた。

なお、当事業の決算の概要は、次のとおりである。

(注)本意見書における文中の計数、比率等の用法は次のとおりとした。

1. 千円を単位とした数値は原則として四捨五入としたが、合計を一致させるため調整した数値もある。
2. 比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までの表示とした。
3. ポイントとは、パーセンテージを比較した場合の単純差引き数値である。

水道事業会計の決算の概要

1 事業の概要

当市の水道事業は、創設認可を受けてから43年目を迎え、計画給水人口94,300人、1日最大給水量 51,200m³で、神栖市水道事業として運営を開始してから18年目を迎えた。

令和6年度の主な配水管整備事業については、国庫補助金を受け、災害に強い耐震管の布設を 4,029.7m実施し、水道普及率の向上に努めるとともに、老朽化した管路を 3,342.6m更新した。

令和6年度末における給水状況は、給水人口 87,584人、給水戸数 35,910戸、普及率 93.6%、年間給水量(有収水量)9,922,359m³となった。

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出(税込み)

収入合計は 3,092,089千円で、予算額に対し 53,248千円の増、収入率 101.8%となっている。これは、給水収益が予算額を上回ったことによるものである。

支出合計は 2,894,051千円で、執行率は 97.0%であり、90,738千円の不用額を生じている。これは、営業費用における受水費、修繕費、動力費及び人件費等が減となったことによるものである。

予算決算比較対照表

収益的収入

(単位:円、%)

科 目	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	収入率
水道事業収益	3,038,841,000	3,092,089,037	53,248,037	101.8
営業収益	2,746,955,000	2,766,315,668	19,360,668	100.7
営業外収益	291,886,000	325,773,369	33,887,369	111.6

(決算額は、仮受消費税及び地方消費税を含む。)

収益的支出

(単位:円、%)

科 目	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率
水道事業費用	2,984,789,000	2,894,050,709	0	90,738,291	97.0
営業費用	2,921,071,000	2,838,599,905	0	82,471,095	97.2
営業外費用	62,718,000	55,450,804	0	7,267,196	88.4
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0

(決算額は、仮払消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 資本的収入及び支出（税込み）

収入合計は 628,037千円で、予算額に対し 43,713千円の減、収入率 93.5%となっている。これは、工事費の減により、財源となる出資金及び国庫補助金についても減となったことが要因である。

支出合計は 1,551,641千円で、執行率は 92.0%であり、134,124千円の不用額を生じている。これは、建設改良費において配水施設拡張工事の詳細設計に伴う工事費の減と入札差金によるものである。

予算決算比較対照表

資本的収入

(単位:円、%)

科目	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	収入率
資本的収入	671,750,000	628,036,930	△ 43,713,070	93.5
企業債	328,000,000	328,000,000	0	100.0
出資金	109,000,000	89,978,000	△ 19,022,000	82.5
負担金	35,750,000	30,080,930	△ 5,669,070	84.1
国庫支出金	199,000,000	179,978,000	△ 19,022,000	90.4

資本的支出

(単位:円、%)

科目	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率
資本的支出	1,685,765,000	1,551,641,129	0	134,123,871	92.0
建設改良費	1,397,089,000	1,268,607,739	0	128,481,261	90.8
資産購入費	8,938,000	3,295,850	0	5,642,150	36.9
償還金	279,738,000	279,737,540	0	460	100.0

(決算額は、仮払消費税及び地方消費税を含む。)

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 923,604千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 96,334千円、過年度分損益勘定留保資金 827,270千円によって補てんされている。

3 経営の成績(税抜き)

令和6年度の収支は、総収益 2,811,701千円、総費用 2,710,380千円、差引き 101,321千円の純利益となっている。

(1) 収益

総収益の内訳は、営業収益 2,516,881千円、営業外収益 294,820千円となっている。

(2) 費用

総費用の内訳は、営業費用 2,653,030千円、営業外費用 57,350千円となっている。

(3) 業務実績

有収水量1m³当たりの供給単価、給水原価及び料金回収率は、次表のとおりである。

区分	令和6年度	令和5年度	対前年度増減
供給単価:A	244.1 円	244.0 円	0.1 円
給水原価:B	258.7 円	252.0 円	6.7 円
差額:A－B	△ 14.6 円	△ 8.0 円	6.6 円
料金回収率:A／B×100	94.4%	96.8%	△ 2.4 ポイント

(注)供給単価…1m³当たりどれだけの料金を徴収して供給したかを示す。

給水原価…1m³給水するのに費用がどれだけかかったかを示す。

料金回収率…給水に係る費用が水道料金収入でどの程度賄えているかを示す。

供給単価は、前年度に比べ 0.1円増の 244.1円、給水原価は、前年度に比べ 6.7円増の 258.7円となった。料金回収率については、前年度に比べ 2.4ポイント低下している。

水道料金の現年分収納状況は、調定額 2,664,188千円に対し、収入済額 2,646,268千円、前年度に比べ調定額が 9,103千円の増、収入済額が 7,372千円の増であった。収納率は 99.3%で、前年度に比べ 0.1ポイント低下している。

また、過年分収納状況は、調定額 158,577千円に対し、収入済額 16,951千円、前年度に比べ調定額が 2,828千円の減、収入済額が 2,065千円の減であった。収納率は 10.7%で、前年度に比べ 1.1ポイント低下している。

4 財政の状況

(1) 資産

資産合計は 21,698,384千円で、その内訳は固定資産 18,290,220千円、流動資産 3,408,164千円となっている。

(2) 負債

負債合計は 8,506,591千円で、その内訳は固定負債が 4,108,224千円、流動負債 718,543千円、繰延収益 3,679,824千円となっている。

(3) 資本

資本合計は 13,191,793千円で、その内訳は資本金 10,996,021千円、剰余金 2,195,772千円となっている。

むすび

令和6年度収支は、総収益 2,811,701千円に対し、総費用 2,710,380千円で、当年度純利益は 101,321千円であり、前年度に比べ 69,324千円の減となった。

業務状況についてみると、令和6年度末において、給水人口は 87,584人、給水戸数は 35,910戸、水道普及率は 93.6%となり、前年度に比べ 0.2ポイント上昇し、年々向上しているが、令和5年度末における全国類似団体の水道普及率は 94.9%であり、比較すると 1.3ポイント低い状況にある。今後も水道普及率の向上に努められたい。

経営状況についてみると、経営指標の一つである経常収支比率は 103.7%であり、健全経営の水準とされる 100.0%を上回っている。しかし、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度より 2.5ポイント低下した 94.4%であり、給水に係る費用を水道料金収入だけで賄えず、一般会計補助金等を受け、健全化を維持している状況である。

さらには、物価高や働き方改革等による資材費や人件費等の高騰の影響により、老朽化の進む管路等の更新や水道未普及地域への延伸など施設の新設や維持管理の費用は上昇している。

このような状況下において、総費用の 50.2%を占める受水費の割合については、令和5年度と比較すると 1.9ポイント低下したものの、大きな負担となっている現状は変わらない。鹿行5市で県企業局に要望してきた受水費の値下げについても、難しい現状となっている。

県企業局が現在検討している鰯川浄水場の閉鎖により、受水費が抑制される可能性があるが、水道水の安定的な供給や災害時におけるバックアップ体制の確保の観点から、当浄水場のあり方について多角的な視点で調査検討するのも一案ではないかと考える。

有収率については、令和4年度に一旦低下したが、音聴調査による漏水箇所の調査結果を踏まえ、管渠等の修繕工事を行ったことにより、令和5年度、令和6年度と改善していることから、今後も衛星画像解析等 I o T などの先進的な技術を積極的に活用しつつ、水道施設の維持管理に努められたい。

国においては、令和6年4月、水道整備行政の管轄が厚生労働省から下水道を所管する国土交通省に移管された。これは近年の人口減少社会の到来に伴う経営環境の悪化や水道施設の老朽化及び耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応等のあらゆる課題に取り組むため、国土交通省の有する施設整備や組織運営、災害対応に関する層の厚い地方組織を活用して上下水道の一元化を促進し、より一層の水道行政の強化をするためとされている。

この一元化が実現すれば、組織統合による経営の合理化や窓口業務一元化によるサービスの向上に加え、災害対応等の危機管理体制の強化に繋がるものと考ええる。大規模災害等の対応には、そのパフォーマンスの向上が期待されることから、当市においても、上下水道の一元化について検討されたい。